

保育に関する規制改革会議の見解

2013年5月2日
規制改革会議

規制改革会議は、子ども・子育て支援新制度の施行を待つことなく、この2年間に待機児童ゼロを目標にあらゆる取組みを行うことを主張してきた。このたび「待機児童解消加速化プラン」が策定され、この2年間で「緊急集中取組期間」として、約20万人分の保育が集中整備される方針が示されたことを評価したい。下記の事項を含むあらゆる措置を講じ、待機児童の解消を目指すべきである

*20万人分…現在の待機児童数は2.5万人（平成24年4月）だが、潜在的なニーズを勘案し、保育需要40万人（2017年度の推計）の半分を2年間で整備するとされている

下記の規制改革事項のうち、●は厚生労働省と合意済みのもの（矢印は今後の運用を注視するポイント）、○は今後の課題である

1. 株式会社・NPO法人の参入を拡大させる

認可保育所を経営する法人の経営形態を自治体の裁量によって制限することなく、社会福祉法人、株式会社、NPO法人がそれぞれ保育サービスの質を高め合い、どのような組織形態であれ良質な保育サービスが提供されるようにすべきである

●保育所の設置主体については、2000年の規制緩和によって制限が撤廃されている。さらに、子ども・子育て支援新制度への移行により、設置主体が株式会社等であることを理由に自治体の裁量で認可しないといった取扱いは許されなくなることが明文化される。経営形態にかかわらず、公平・公正な認可制度の運用がなされるよう、厚生労働省は都道府県に通知する。併せて、当該通知の趣旨が市区町村に周知徹底されるよう、都道府県に通知する

- ▶ 厚生労働省は、通知が出された後の株式会社の参入状況について調査を行い、情報を公表すべきである
- ▶ 「加速化プラン」によって賃貸方式の施設整備に支援がなされ、株式会社等による施設経営が容易になることを評価する。さらに「安

心こども基金」に基づく補助金が多様な主体による保育サービスの提供に資するようにすべきである

2. 利用者のニーズに応え、保育サービスを拡充させる

自治体が単独施策で進めている認可外保育施設(認証保育所や横浜保育室)が、認可保育所の基準は下回るものの高い利用者満足を得て、大きな役割を果たしている現実に鑑み、その支援を拡充すべきである

●5年間で認可保育所への移行をめざす認可外保育施設は、改修費や運営費等の支援対象とする

- ▶補助対象となる基準があまりに厳格で、実質的に機能しないことがないように、今後注視していきたい
- ▶現在、自治体認証の保育施設で行われている長時間開所や0歳児保育が認可保育所に移行しても確保されるよう、第三者評価による情報開示(後述)を充実させるべきである
- ▶「児童福祉施設最低基準」を上回って配置基準や施設基準を設定する自治体について、上乘せ自体は望ましいにせよ、待機児童が多い場合は、保育の質を維持しつつ量の確保も重視すべきと考える。厚生労働省は自治体の取組の状況について公表すべきである

○親の就業形態、就業の有無にかかわらず、必要に応じて保育サービスを利用可能としていくべきである。多様な経営形態を増やすと同時に、今後の課題として、保護者が多様な保育サービスを直接選べるようにすべきである

○認可外保育施設の保育料は認可保育所より高いことが多く、認可保育所に子どもを預けられない場合、経済的にも大きな負担を背負うことになる。厚生労働省は、保育料負担の格差是正を図る自治体の取組を支援すべきである

3. 保育の質の評価を飛躍的に拡充させる

保育所に対する第三者評価の実施率(2011年度実績 3.52%)はあまりに低い。また、保育の質は、保育士配置や面積など数値による外形基準のみならず、ひとりひとりの子どもを大切に育てているかという保育の姿勢や保育の内容、利用者(子どもと保護者)のニーズの充足度などの視点にもより重点が置かれるべきである

- 第三者評価の実施率目標を定めて質の評価を拡充させる。そのために厚生労働省は、2013年度中に評価機関と評価者の質の向上を図り、新制度への移行に合わせて受審率目標を策定する。また、受審のコスト負担のあり方について、新制度施行までに結論を得る
- 今後の課題として、事後的な質の評価の充実にあわせて、認可・認可外全体の利用者の充足度に関する評価や予算上の制約等を勘案し、合理的な最低基準が設定されるようそのありかたを常に見直すべきである

4. 保育士数を緊急に拡大させる

都市部での保育士不足を少しでも緩和する観点から、保育士の資格取得について改善策を講ずべきである

- 保育士試験において、合格科目の免除期間を3年間から5年程度に延ばすことについて、2013年度中に結論を得る
- 保育士登録の申請から登録証交付まで、現在約2か月を要するが、緊急性に鑑み、その迅速化について、2013年度中に結論を得る
- 保育士試験の回数を現行の年1回から年2回にすべきである。これに伴い試験実施経費が上昇し、試験料（12700円）が上昇することが問題点とされているが、保育士不足の緊急性に鑑み、この5年間だけでも財政措置で試験料を据え置き、回数を増やすべきである。この点について、7月末までに厚生労働省に結論を求める

5. 社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する

保育の質を確保するためにも、また公費投入の妥当性を判断するためにも、社会福祉法人の経営の透明性向上は必須である。認可基準上、業務・財務に関する情報は自主公表とされているが、経営の透明性を高めるために、社会福祉法人の経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善すべきである

- 2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から2週間以内に結論を出す
- すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、2013年度中に結

論を得る

6. 事業所内保育施設の設置を容易にする

「加速化プラン」において、事業所内保育施設への支援が充実されることを評価する。多くの事業所で保育施設が整備されるよう、事業所の実態に適合した制度の運用をおこなうべきである

- 事業所で保育施設を整備する際に、避難用の屋外階段設置（保育室が4階以上の場合）が阻害要因となる場合が少なくない。同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲や代替手段について、2013年度中に結論を得る

保育サービスの整備は、各自治体の自主性を尊重しつつ、政府・都道府県・市区町村がそれぞれの役割を果たしているが、三者の連携には課題が少なくない。例えば、政府による市区町村の保育行政の実態把握はいまだ不十分である。今後、保育に関する政策の実効性を高めるために、政府・都道府県・市区町村が戦略と情報を共有し、三者一体で連携を進めていただきたい

以上

「保育に関する規制改革会議の見解」に対する考え方

平成25年5月15日
厚生労働省社会・援護局

5. 社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する

- 2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から2週間以内に結論を出す

(考え方)

- 1 現在、社会福祉法人の財務諸表については、法律上、サービス利用を希望する者から要請があった場合に閲覧させなければならないよう、規定しているほか、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが望ましいとしている。
- 2 平成24年度分の財務諸表については、更に一步進めて、広報誌やインターネット等により一般に公表するよう、法人の所轄庁（国及び地方自治体）を通じて各法人に対して周知するとともに、指導してまいりたい。
- 3 併せて、所轄庁等のホームページ等でも、所管する社会福祉法人の平成24年度分の財務諸表が閲覧できるようにするよう、所轄庁に対して、協力を要請してまいりたい。
- 4 その上で、すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし、公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、2013年度中に結論を得たい。

第9回規制改革会議議事概要

1. 日時：平成25年5月15日（水）9:30～11:30
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
 - （政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、山際内閣府大臣政務官、長谷川総理補佐官
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、羽深規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官、三浦参事官、大熊参事官、（厚生労働省）友藤福祉基盤課長
4. 議題：
 - （1）保育に係る規制改革について
 - （2）答申の骨子について
 - （3）規制改革のサイクルと実施計画について
 - （4）エネルギー・環境ワーキング・グループ報告
 - （5）規制改革ホットラインの受付状況について

5. 議事概要：

○岡議長 第9回規制改革会議を開会する。

本日は甘利大臣、浦野委員は御欠席。始めに稲田大臣から御挨拶をお願いしたい。

○稲田大臣

前回の会議では、これまでの熱心な御議論の成果として、保育について取りまとめいただいたところ。

本日以降、いよいよ答申の取りまとめに向けた審議に入っていただくこととなる。答申の構成や政府の規制改革実施計画が議題とされている。

また、前回、各ワーキング・グループの中間報告をお聞きしたが、本日はエネルギー・環境ワーキング・グループからこれまでの検討の成果を御報告いただくこととなっている。更に、規制改革ホットラインの受付状況についても報告がある。

様々な議論を集約し、会議全体としての成果をまとめる時期になっていると思う。充実した答申となるよう、本日もまた建設的で活発な御議論をお願いしたい。

(報道関係者退室)

○岡議長 議事に入る前に、昨日5月14日の産業競争力会議において、私からの規制改革会議の定例の活動報告に加え、稲田大臣よりこれまでの審議経過も含めた総括的報告を行ったことをお伝えする。内容はお手元資料を適宜参照。

(1) 保育に係る規制改革について

○岡議長 議題1の保育に係る規制改革に入る。前回会議で、社会福祉法人の2012年度財務諸表の公開について、2週間以内に結論を得よう厚生労働省に要請したが、本日はその結果について厚生労働省から御説明をお願いします。

○厚生労働省(友藤福祉基盤課長) 私から御説明をさせていただきます。

お手元の資料1をお開きいただきたい。先般の会議において、2012年度の財務諸表の公開について2週間以内に結論を出すという宿題をいただいていた。

考え方だが、現在、社会福祉法人の財務諸表については、記載にあるとおり、社会福祉法上、サービス利用を希望する者から要請があった場合に閲覧させなければならないという形になっている。サービスを希望すると言っただければ、どなたでも閲覧できるというのが現在の仕組みという形になっている。その他、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが望ましいということにしているところ。

先般話があった2012年度分の財務諸表については、さらに一歩進めて、広報誌やインターネット等により一般に公表するよう、法人の所轄庁(国及び地方自治体)を通じて各法人に対して周知、指導を徹底していきたいと考えている。

併せて、安念委員から御提案のあった、所轄庁等のホームページでも所管する社会福祉法人の平成24年度分、2012年度分の財務諸表が閲覧できるようにするよう、所轄庁に対して協力を要請してまいりたいと考えている。

その上で、先般から御指摘のあった全ての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うことにしており、公表がより効果的に行われるための具体的な方策については、2013年度中に結論を出していきたいと考えている。

○岡議長 ただ今の厚生労働省からの説明についての御意見、御質問を。

○佐々木委員 3つ目のところなのだが、協力を要請というのはどのぐらいの効果というか、実行力があるのかということが1点。

1つ目のところの「要請があった場合に閲覧させなければならない」とルールがなっているということだが、要請があった場合に閲覧させなければならないということは、インターネット上で検索したいと思ったときに、そこに出て

いなければならないことにはならないか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 他の法人もそうだが、いろいろ公益法人があるが、一般的に社会福祉法人というか、現場に行かれて閲覧を希望された場合には開示をするという仕組みになっており、現在のところ、インターネット上に出せという話にはなっていない。

3番目の協力はこういったものなのかという御指摘だが、これは法人格が違うので、当然国は国、地方は地方という形で、国と地方の関係も対等ということになっており、そこについては今回の趣旨も御説明して、強かに御協力をお願いしていきたいと考えているところ。

○林委員 私の記憶では、お願いとしては将来分の公開と過去分の、特に保育に関する社会福祉法人については厚生労働省がお手持ちではないかと思うので、過去分もこちらに提供していただくという話だったと思うのだが、その点はいかがか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 過去分はないので、今回からということで開示をさせていただく。来年度以降、続けていくという形になろうかと思うが、今年度以降という形になろうかと思う。

○林委員 過去分がないというのはどういう意味か。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 何年分まであるかというのは承知していないが、一定のルールに定めて、もともと監督指導のために私どもは取っているので、保存年限を決め、一定のルールの下廃棄処分するという形になっている。

○林委員 そうすると、最低でも昨年度分は監督指導のために提出させたものはお手持ちか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） あるかと思う。

○岡議長 今の最後のところを確認したい。2012年、すなわち平成24年度分については厚生労働省でお持ちということか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 昨年度分というのは、2011年度分になる。

2012年度分は6月までに提出という形になっているので、4月に締めて、これから出てくる形になっているので、これからという形になろうかと思う。

○岡議長 了解。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 今回、所轄庁等のホームページで公開するが、これについては行政庁の方で、例えば電子媒体で受け取っているわけではないので、PDF化するとか、あるいはホームページに載せるための改修費とか、そういったもろもろの費用もかかってくるので、その辺も踏まえて実施するという形になっている。

国は当然実施する方向でやっていきたいと考えている。

○佐久間委員 今、説明いただいた4番の「その上で、すべての社会福祉法人について、財務諸表の公表を行うこととし」のところの意味だが、上の2番、3番では、これは資料と協力の要請だから義務付けにはなっていない。4番で「公表を行うこととし」というのは、正にここからは義務付けをする。したがって、何らかの法的な手当をするということを意味していると理解していいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長）そこについては、いろいろな検討が必要と思っており、義務づけも1つの方策であろうかと思うが、どのような方策があるのか、今後1年間かけて検討していきたい。

○佐久間委員 もう一回今の点だが、では「公表を行うこととし」というのは、必ずしも義務付けを意味はしていない。だから、やはり出していないところが出る可能性を残すということか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長）仮に法律で義務付けをしたから全部出るとは限らないと思うし、こういった形で実効的な担保ができるか、その辺は十分考えて検討していきたい。

○岡議長 今の佐久間委員の質問に対する回答について確認したい。厚生労働省としては、全ての社会福祉法人の財務諸表の公表を行うという方向は決めた。具体的にそれをどういう形で義務付けるかも含め、最も効果的な方法をこれから検討するという理解でよろしいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長）そのとおり。

○金丸委員 今、岡議長が御確認をされたことに「イエス」とおっしゃったのなら、岡議長がおっしゃったとおりに書き直して欲しい。

というのは、今、IT総合戦略本部でも、過去の我々の国がITで遅れた反省も含めた、今後の決意表明みたいな文章をまとめつつある。1番目の考え方というのは、これまでの考え方を御説明されているわけだから、この考え方そのものが遅れているのだという大きな反省が厚生労働省にもなければいけないと思う。

国民の税金が使われている組織体があって、その財務諸表について開示をするというのはごく当たり前のことで、その開示の仕方については、本当ならサービスを利用する人に限定することなく、知りたいと思った人には知らせるべき。知らせ方については、そこに行って紙ベースで閲覧をするというのは、見せたくないとか私には思えない。広く開示をする、生産性を向上させるという工夫は、この1の考え方ではない。こういう考え方が我が国全体にあるものだから、今はいろいろな先進国あるいは新興国にも遅れをとるかもしれないという危機がある。

その反省に立って考えれば、2番目の文章の語尾が「指導してまいりたい」

とか「協力を要請してまいりたい」とか「結論を得たい」といって、この後にどうなるのか。数値目標とかがあるのか。厚生労働省としてのコミットは何かあるのか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そのについては、今後、実施をしてみて、どういった結果になるのかを見据えた上で方策していきたいと思う。

○金丸委員 そんな余裕は我が国にはないと思う。開示をするのは当たり前ではないか。上場企業は株主の人の出資でステークホルダーがいて、そうしたら全部見える化は義務的にやっている。その数値責任もリーダーが背負って、数値、あるいは業務のプロセスに間違いがあってはいけないとか、内部統制があったりとかして、そういうガバナンスが効かされている。見える化というのは、ガバナンスの第一歩だから、最大ではない。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 開示をさせていくという方向性は委員と同じ思いでさせていただくのだが。

○金丸委員 だから、そんなふうを書いてきて欲しい。これでは読めない。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そのように記載をしているところだが、ただ、社会福祉法人にもいろいろなものがある。本当に親御さんが御自身の子供さんが知的障害であるとか、目が御不自由な方であるとか、そういったお子さんのために点字のための事業をされるといった細々と御高齢の方が役員をされて事業を実施されている。そういった小規模な社会福祉法人もある。そういったものも含めて、全て実施をさせていくということになると、紙媒体では御用意をしているが、電子媒体はなかなかというところもあろうかと思う。その辺の御理解もいただきながら、今後私どもはやっていきたいと考えている。

○金丸委員 その言いわけが遅れている。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） いろいろ御指摘はあろうかと思うが、私どもも全くやらないというわけではなく、今回、大局的な見地に立って開示ということで、より一步を前に進めていきたい。

○林委員 今おっしゃられたことは理解できないと我々は言っている。

○佐々木委員 結局、税金が使われていて、国民の多くが望んでいて、そもそもこれは、株式会社は駄目で社会福祉法人はいいとか、そういったいろいろなものが保育園に関して言えば出てきている中での話。であるなら社会福祉法人もきちんと財務諸表が見えるような姿勢を希望するというところから始まっている。

そうすると、仮に全く不可能な社会福祉法人が日本国の中に幾つあるか分からないが、まず全部、基本的にインターネットで公開するということにした上で、特殊な事情がある人は、その特殊な事情を説明する。社会福祉法人だから、それはそこがそういうふうになれば周りも納得できるかもしれないが、そ

こに合わせて全てのもののルールを国民にとって不利益なものにするということはおかしなことだと思う。

○松村委員 今のこともそうなのだが、3の要請した結果どうなったのかということ速やかに報告して欲しい。対等のところに要請するので強制はできませんということは一応理解したが、要請したが、結果的にほとんど駄目だったとか、要請したら結果的にほぼ100パーセント大丈夫だったとかというのは直ちに分かると思うし、準備に時間が掛かるとしても、いつまでにできるという回答をもらったとかということ直ちに分かると思うので、速やかに実施状況を事後的に報告して欲しい。

4のところだが、今の御発言で、法的に義務付けても実際に行われるか分からないというのは、私は聞き間違いではないかと思った。いずれにせよ担当で一番現実のことがよく分かっている方がそういう認識でおられるということは、相当きちんとやらないと出てこないということだと私は受け止めたので、4の制度設計は相当きちんとやっていただかないと困る。

例外的なケースというのがあり得ることは、一応は分かったが、どれぐらいのコストがかかることなのかに関して、あまり説得力のある説明だったとは到底思えない。この点については、そういう厳しい状況だというのはよく分かったので、逆に言えば、相当厳しくしてもらわないと、本当に実行的な公表はされないとも理解したので、4のところはいい加減な制度設計ではなく、きちんとした制度設計を期待している。

○稲田大臣 よく分からなかったのだが、税金の入っている社会福祉法人の財務諸表について、現在はサービスを希望している人にも、要請があったときに閲覧をさせなければならないと規定されているが、今回、規制改革会議の議論を受けて、厚生労働省として全ての社会福祉法人について財務諸表の公表を行うこととされた。それはまさしく法的な義務を持って義務付けをするという方向性を決めたと受け止めることができる。

その一方で、先ほどの発言で、法的な義務を付けてもやるかどうか分からないというのは、まさしくやらせなければならない行政が、その権限行使をしないと聞こえたが、もう一度整理してお答えいただきたい。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 誤解を招いたかと思う。

実効性を担保していく上では、単に法律で義務付ければよいというだけでは多分済まないだろうと思っている。要は、理解をいただき、しっかりやっていただくということがあろうかと思う。

例えば法律で義務付けても、100パーセント世の中履行されているかといえ、世の中を見ても、労働安全衛生法でも監督署が回ってみても、60パーセント、50パーセントぐらいの実施率といったこともあるわけで、必ずしも全部きちんと

と法律があるからといって守られるわけではない。そこはあくまでも行政が事業者の理解をいただきながら、しっかりやっていくことが必要だろうと思っている。

○稲田大臣 保育の問題やインターネットの問題を聞いていて思ったのは、法律にはきちんと株式会社も参入できるとしているにもかかわらず、それを結局は参入させないようにしている運用を厚生労働省が許している。

インターネットも法律的には規定しないことを省令でもって厳しくしているというのは、むしろ国会で決めたことを運用でもって厚生労働省が行政で規制を作為、不作為によって強化しているように見える。そういうことが、たとえば法律で義務付けたとしても、今のお答えの、やるかどうか分からないというのは、ちょっと行政の態度としていかがなものかと思う。

○厚生労働省(友藤福祉基盤課長) やらないと申し上げているわけではない。確実な履行を図るために、法律で義務付けていくのも1つの方法だし、指導をより強力にやっていくというのも1つの方法かと思う。どういう方策があるのか、1年間検討させていただき、その結果をもって対応をさせていただきたいと考えている。

○鶴委員 実際にエンフォースメントの議論になると、やらなかったときにどういうペナルティーがあるかということ、むちの方。そういう話もきちんと考えないと、それはエンフォースメントというのはいけないと思う。

ただ、その場合、逆の考え方もあって、きちんとそういうことをやっている法人に対しては、少しいろいろな面で優遇してあげるとか、そういう考え方も、これはエンフォースメントを確保するときにはできる考え方であると思う。何でも非常に大きな罰則を与えるとか、そういうことだけではない。ただ、そこをどうするのかということ全く考えず、ただ指導だとか何とかというだけでは、制度として実効性は保てないと思う。

もう一つ、先ほど「法人の中には」とお話しをされた。インターネットで開示をできないと。ただ、私はその義務付けという話は、要請されたらやるという義務付けではなくて、自ら毎年度出していくという義務だと思う。それはここにきちんと「公表を行うこととし」というのは、要請ということではなくて、自ら進んで毎年度それを出していくことが義務付けされるということまで書かないと、ここは意味がない。

ただ、その場合、インターネットができないという方には、この上に書いてあるように、法人の所轄庁が例えば紙ベースでもらって、所轄庁がPDF化してインターネットに出していけばいい。簡単なことだと思う。それを厚生労働省が、いろいろなケースもあるからどうやってやったらいいのかという具体的な話もここでしていただかないと、我々は納得して聞けないのではないかと。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 先生方がおっしゃることは十分承知をしているが、方向性として公表させていくというのは重要なミッションだと私どもも思っている。

ただ、現状、インターネット、広報誌等で社会福祉法人が公表しているのは5割程度と承知をしているところで、それをいきなり100パーセントに持っていくということについては、いろいろな方策が必要だろうと思う。いきなり法律をかけるというのも1つの方策かもしれないが、実効性をきちんと担保していく上ではどういった方策があるのか、1年かけて検討した上で、実効性のあるものを持っていきたいと考えている。

○大田議長代理 今日伺うのは2012年度、既に出たものをどうするかというお答えであって、2013年度分の財務諸表は前回結論の出ている話だから、今のお話だと少し話が違ふと思う。方向性とかという話ではなく、全ての社会福祉法人の経営実態が分かるように情報を出すということで、これは前回決まったこと。それに対して責任を持っていただきたい。

いきなり100パーセントにはならないのではないかとということではなく、2013年度分からは出すと責任を持っていただきたいということが1点。

それから、1年かけて検討するというお話があったが、2013年、つまり今年度分の財務諸表からは必ず出すという義務になるわけだから、1年かけて検討して、それを通知したら少し遅いのではないか。なるべく速やかに検討し、私どもにも御報告をいただければと思う。よろしくお願いしたい。

○林委員 鶴委員もおっしゃったことだが、所轄庁の分は所轄庁で協力を要請と書いてあるが、厚生労働省は当然既に監督官庁として、監督指導のために提出させたものは直ちに公開してくださるのか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） それについては、公表させていくようにする。

○林委員 「させていく」というか、厚生労働省自身のことを申し上げているので、「する」のだ。それはいつか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） それはいろいろ手続があるので、手続をして、例えばホームページの改修だったり、いろいろ事務的な手続があるので、そういったことをして、実施していきたい。

○岡議長 今日の厚生労働省からの回答は、今までよりも前向きであるという評価を皆さんがしていると思うが、例えば4番目の表現は「全ての社会福祉法人について、2013年度分以降の財務諸表の公表を行う」とすることでよいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） はい。

○岡議長 また「公表がより効果的に行われるための具体的方策について、2013年度中に結論を得たい」では遅すぎるとの大田議長代理からご指摘もあるので、

時期を早めて「結論を出す」という形にまとめていただければ、厚生労働省の前向きな姿勢がはっきりするのではないかと思う。そのような表現で回答いただいたと私どもは受け止めてもよいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 2013年度までにということか。

○岡議長 「全ての社会福祉法人について、2013年度分以降の財務諸表の公表を行うこととする。」

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そこはよろしい。

○岡議長 その次は、「公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、いついつまでに結論を出す」。この「いついつまで」というのを「2013年度中」とではなく、もう少し早くできないか。

○大田議長代理 2013年度上期か。

○岡議長 2013年度上期ということは9月までということか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 上期はちょっとなかなか。

○岡議長 では、年内。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 年内か、2013年度末までにはという形で早急に。

○岡議長 それでは同じではないか。もっと遅くなった感じがする。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 2013年度中とか、「早急に」とか、そういった用語を入れるとか。

○岡議長 「早急に」で結構なのだが。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 気持ちは同じでなので、ただ、いろいろ仕事があって、大変申し訳ない。

○岡議長 今のお答えをいただいて、多少そちらの立場も考えて、「2013年中」ということにしたい。年度ではなく、カレンダーイヤーで。

皆さん、4番目はそういうことでよろしいか。

（「はい」と声あり）

○岡議長 あと、2番目と3番目の回答についても、2012年度の財務諸表について、御指導なり、御協力を要請していただくことは結構だが、その結果どうだったのかという実態を把握していただいて、それを報告するというのを2と3の両方に係るような形で「報告する」ということを是非入れていただきたい。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 分かった。

○岡議長 これはいつまでに報告してもらったらいいだろうか。

○大田議長代理 今から要請するわけだから、すぐに。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） ある程度周知して御理解いただくことがあるから、すぐにといいて1カ月とか2カ月ではなかなか自治体も対応が決ま

らないと思うので。

○岡議長 実態としては、2012年度の財務諸表だから、先ほどお話あったように6月以降になるわけか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 申しそう。

○岡議長 そうしたら3カ月ぐらいで。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） そこは事務的にまた詰めてさせていただいて、大体上期に。

○岡議長 では、3カ月ということで、9月までに報告いただくことで取りまとめたいと思うが、よろしいか。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 結構。

○岡議長 皆さん、よろしいか。

（「はい」と声あり）

○金丸委員 この紙は出すのか。アップデートしていただけるのか。

○岡議長 では、今の内容を入れたものをもう一度作り、事務局の方にお届けいただけるか。こちらから取りに行ってもよろしいが。

○厚生労働省（友藤福祉基盤課長） 分かった。

○岡議長 よろしく願います。ありがとうございました。

（厚生労働省退室）

（2）答申の骨子について

○岡議長 議題2に移る。

本日から4回にわたり、当会議の答申について審議を進めていきたい。

まず、本日は答申の骨子について、次回5月22日は、総論の素案について、5月30日には各論の素案について審議を行い、6月上旬の会議で答申全体を取りまとめる。このようなタイムスケジュールで考えているので御協力をお願いしたい。

では、答申の骨子について、事務局が作成したお手元の資料を参考に議論する。まず、事務局から説明を。

○中原参事官 それでは、資料2「規制改革会議答申の骨子について（案）」を御高覧賜りたい。

目次、基本的に「Ⅰ 総論」「Ⅱ 各分野における規制改革」という大きな2つの構成に分けた上で、一番上の「総論」については「1. はじめに」として、規制改革会議が発足してから今日に至るまでのイントロダクション。

「2. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方」として、なぜ規制改革が必要かというそもそもの基本的な考え方や、あるいは（2）今回の規制改革で特に重視したことの項目についての項目を立てている。

「3. 審議経過」として、総理指示を踏まえて、3つの重点分野、創業分野

「保育に関する規制改革会議の見解」に対する考え方

平成25年5月15日
厚生労働省社会・援護局

5. 社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する

- 2012年度の財務諸表の公開について、厚生労働省は本日から2週間以内に結論を出す

(考え方)

- 1 現在、社会福祉法人の財務諸表については、法律上、サービス利用を希望する者から要請があった場合に閲覧させなければならないよう、規定しているほか、通知上、広報誌やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが望ましいとしている。
- 2 平成24年度分の財務諸表については、更に一歩進めて、広報誌やインターネット等により一般に公表するよう、法人の所轄庁（国及び地方自治体）を通じて各法人に対して周知するとともに、指導してまいりたい。
- 3 併せて、所轄庁等のホームページ等でも、所管する社会福祉法人の平成24年度分の財務諸表が閲覧できるようにするよう、所轄庁に対して、協力を要請してまいりたい。
- 4 また、「2」及び「3」の取組状況を調査の上、その結果を平成25年9月末までに報告する。
- 5 その上で、すべての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について、平成25年中に結論を得る。